

議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.30)

1 日 時 令和8年7月24日(金)
午後1時00分 開会
午後1時10分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	西 田 一	副 委 員 長	松 岡 裕一郎
委 員	菊 地 公 平	委 員	佐 藤 栄 作
委 員	富士川 厚 子	委 員	小 宮 けい子
委 員	森 結実子	委 員	山 内 涼 成
委 員	奥 村 直 樹		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総務市民局長	三 浦 隆 宏	総 務 部 長	滝 剛
総 務 課 長	高 村 真	議会担当課長	平 野 雄 士

6 事務局職員

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	大 迫 道 広
総 務 課 長	木 村 貴 治	議 事 課 長	松 尾 康 彦
政策調査課長	井 村 公 洋	広報・政務活動費担当課長	馬 場 秀 一
議 事 係 長	佐々木 雄一郎	書 記	嶋 田 裕 文

外 関係職員

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	令和8年9月定例会会期日程案について	資料No.1のとおり確認。
2	市歌斉唱への参加団体について	資料No.2のとおり確認。
3	議会運営上の協議事項について (1) 議会運営委員会に参加する会派の人数の緩和について (No.12) (2) 議会運営委員会の少数会派のオブザーバー参加について (No.13) (3) 非公開会議の廃止について (No.17)	(1)～(3)について、次回本委員会で意見を伺うため、各会派での検討を依頼。

8 会議の経過

○委員長（西田一君）開会します。まず、令和8年9月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー1をお願いいたします。9月定例会につきましては、現在のところ、9月2日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を、従来例に倣って作成しております。会期は9月2日から10月6日までの35日間でございます。

具体的には、9月2日は本会議で市長の提案理由説明、9日から15日までは本会議で質疑及び一般質問、15日から30日までは決算特別委員会を設置し、決算議案の審査、10月1日は本会議で決算議案の採決、2日及び5日は常任委員会で決算議案以外の一般議案の審査、10月6日は本会議で一般議案の採決でございます。なお、予定どおり9月定例会が9月2日に招集される場合には、その7日前に当たる8月26日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。この日程でいきますと、請願・陳情の締切日は、点字分が8月26日、点字以外の一般分が9月1日となります。以上でございます。

○委員長（西田一君）ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、市歌斉唱への参加団体について、9月定例会の担当会派は公明党ですので、参加団体について、御説明をお願いします。富士川委員。

○委員（富士川厚子君）資料ナンバー2をお願いします。9月定例会における市歌斉唱の参加団体について説明します。

参加団体は、福岡教育大学附属小倉小学校4年生です。附属小倉小学校は、明治44年に福岡

県小倉師範学校附属小学校として開校し、本年、創立115年となります。

学校教育目標、豊かな心とたくましい実践力のある子供の育成を目指し、日々指導を行っており、毎年、研究発表会では授業づくりについて発信しています。毎年10月に学校行事として、全校合唱、学年合唱を行う音楽の集いを実施しており、当日は、昨年度音楽科の研究学年であった現4年生の約70名が学校を代表して歌唱します。

実施方法については、演壇前で斉唱予定ですが、参加人数が多いため、前方のスペースをいっぱい使って2列に並んで斉唱する予定です。議員、執行部ともに起立の上、一緒に市歌の斉唱をお願いします。説明は以上です。

○委員長（西田一君） これあれですね。傍聴席にもそれなりに、親御さんとかおじいちゃんおばあちゃんとか来られたり。

○委員（富士川厚子君） たぶん相当数が来られると思います。

○委員長（西田一君） ちょっとそのつもりで準備をお願いいたします。

ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題といたします。本日は、資料に記載の3件について協議を行います。協議事項の1から3までの3件について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー3をお願いいたします。議会運営委員会に参加する会派の人数の緩和について及び議会運営委員会の少数会派のオブザーバー参加についての2件でございます。

まず、提案趣旨は、議員間の平等という観点から、4人以下会派からも議会運営委員会に参加できるようにしてはどうか。また、規定を変更する前に、まずは少数会派のオブザーバー参加を位置づけ、委員長の判断で意見を求め、発言機会を設けるようにしてはどうかというものでございます。

まず、議会運営委員会に参加する会派の人数の緩和についてですが、現状等について御説明します。議会運営委員会は、地方自治法及び委員会条例に基づき設置されており、委員の選出人数は、先例で所属議員5人から9人の会派から1人、10人から14人の会派から2人、15人以上の会派から3人選出することが定められております。所属議員数5人以上の会派から選出した根拠は、他都市の状況を勘案し、昭和40年2月10日に行われました議員総会において決定したものであります。現在の他の政令市の状況を確認したところ、所属議員3人以上から選出しているのが6市、4人以上から選出しているのが4市、5人以上から選出しているのが本市を含む10市という状況でございます。

参考までに、本協議事項と同等の内容、所属議員3人以上会派に変更してはどうかという提案が令和5年にごさいましたが、本委員会で協議され、その際は、提案に賛成の会派はなく、

現行どおり変更しないことに決定しました。

次に、少数会派のオブザーバー参加についてですが、本市議会ではオブザーバーの規定はありませんが、委員外議員の規定がございます。なお、傍聴については、議員の皆様どなたでも傍聴可能となっております。

委員外議員の制度とは、委員会に所属しない議員のため、決定権は持っていませんが、許可を得て出席したり、発言したりできる制度のことです。提案のオブザーバー参加は、この制度と同様と考えられるため、委員外議員について御説明いたします。

資料の下段に記載のとおり、会議規則第108条第1項において、委員会は、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明または意見を聞くことができる。第2項において、委員会は、委員でない議員から説明または意見の申出があったときは、その可否を決めると市議会標準会議規則と同様に規定されています。

直近では、令和8年2月に北九州会が設立された際、議会運営委員に選任される前に、奥村議員に対し委員外議員として出席要求し、発言していただいております。また、先例に規定しておりますが、議運の委員が委員会に出席できないときは、その会派に所属する議員の中から委員外議員の出席を求めるものとしております。

現状の規定でも、必要に応じて委員外議員として出席、発言を求めることができますが、提案どおり常時委員外議員として出席を認める場合には、出席可能な人数、発言の条件や方法、各種規定の変更等、様々な項目について検討する必要があるかと思っておりますので、併せて御検討をお願いします。

次に、資料ナンバー4をお願いいたします。非公開会議の廃止についてでございます。

まず、提案趣旨は、議会基本条例に沿って、現在の代表者会議等を公開型へ見直すか、もしくは廃止してはどうかというものでございます。

現状等について御説明します。資料の中段に記載のとおり、議会基本条例第16条において、会議等の公開について第1項から3項まで規定しております。また、資料の下段に記載しております、地方自治法第100条第12項において、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができると規定しております。

本市議会では、現在は会議規則上の協議または調整の場というものを設けておりません。ただ、任意の協議または調整の場として、一般選挙後の議員総会、また、議会運営委員会が設置されるまでの議会運営準備委員会、議運委員を選出している会派の代表者や幹事長による会議、議会改革協議会、各会派や議員有志による検討会や勉強会などがあります。これらについては、それぞれの協議体が必要に応じて会議や記録の公開等を行っております。

それらの会議について、公開型へ見直すべきか、もしくは廃止にすることが可能かどうか等を御検討をお願いします。説明は、以上でございます。

○委員長（西田一君） ただいま議題となっております３件について、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本日協議いただきました３件について、次回の本委員会で意見を伺いたいと思いますので、各会派で検討をお願いいたします。

ほかになければ、本日は、これで閉会します。

議会運営委員会 委員長 西 田 一 ⑩